

認定制度運営細則

2013年5月22日制定

2017年6月7日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第4条第3号に定める認定医・認定施設等に関し、必要な事項を定める。

(認定医の種類)

第2条 この法人は、公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科認定医（以下、「麻酔科認定医」という。）、公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科専門医（以下、「麻酔科専門医」という。）および公益社団法人日本麻酔科学会認定指導医（以下、「認定指導医」という。）を認定する。

(認定施設)

第3条 この法人は、麻酔科診療を行うにふさわしい施設として公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科認定病院（以下、「認定病院」という。）を認定する。

(審査)

第4条 麻酔科認定医、麻酔科専門医、認定指導医および認定病院を認定するための審査は、認定審査委員会が行う。
2 認定審査委員会については、別に定める。

(麻酔科認定医)

第5条 麻酔科認定医とは、別に定める内規にもとづき、この法人の常務理事会が認定した者をいう。

(麻酔科専門医)

第6条 麻酔科専門医とは、別に定める内規にもとづき、この法人の常務理事会が認定した者をいう。

(認定指導医)

第7条 認定指導医とは、別に定める内規にもとづき、この法人の常務理事会が認定した者をいう。

(認定病院)

第8条 認定病院とは、別に定める内規にもとづき、この法人の常務理事会が認定した施設をいう。

(麻酔科専門医研修プログラム)

第9条 麻酔科専門医研修プログラムとは、別に定める内規にもとづき、この法人の常務理事会が認定したものをいう。

(雑則)

第10条 この細則のほか，認定制度の運営に必要な事項は，別に定める。

(細則の変更)

第11条 この細則の変更は，諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

附 則

1. この細則は2014年4月1日から施行する。
2. この細則の施行に伴い公益社団法人日本麻酔科学会認定制度細則(2012年6月6日制定)は，2014年3月31日に廃止する。